

退職後のガイドブック

よくある質問と回答 編

Ver.2026.3(追加)

業務担当と直通電話

- 福島県教育庁福利課
 - 公立学校共済組合福島支部(教育庁福利課内)
 - 財産形成貯蓄、任意継続組合員の掛金 024-521-7804 (総務担当)
 - 退職後の健康診断、宿泊施設利用、その他福祉事業 024-521-7804 (福祉担当)
 - 医療、任意継続組合員の手続き 024-521-7802 (短期給付担当)
 - 退職手当、老齢・障害・遺族厚生年金 024-521-7803 (長期給付担当)
 - (一財)福島県教職員互助会(")
 - 互助会厚生事業 024-521-7798

年金その他のQ&A (追加)

分類		質問	回答
31	退職届書	退職届書とはどのようなものですか。	<p>退職届書は、将来の年金決定に必要な組合員期間中の年金記録（これまでの公務員期間や給与情報等）を整備し、年金が決定されるまで「年金待機者」として登録するために必要な書類です。</p> <p>また、在職中に年金が決定となった方についても、退職時に退職届書の提出が必要です。</p> <p>退職届書の様式については、下記のとおり、福利課（長期給付担当）から送付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年度末退職者…人事主管課及び所属からの報告に基づき送付。 ○年度途中の退職者…所属から退職することについて福利課へ連絡。その連絡に基づき送付。
32	年金待機者登録通知書	年金待機者登録通知書はいつ頃送付されますか。	<p>これまでは、退職届書を提出すると、年金待機者番号が付番され、退職後おおむね4～6か月後に公立学校共済組合本部から「年金待機者登録通知書」が送付されていましたが、本部における事務取扱いの変更により、令和8年4月から「年金待機者登録通知書」の送付が廃止されることとなりました。</p> <p>なお、「年金待機者登録通知書」は送付されませんが、年金待機者としての登録は従前どおりです。</p> <p>年金受給権が発生する前に、氏名や住所が変更となった場合には、「年金待機者異動報告書」を本部へ提出する必要がありますが、報告書の様式については、公立学校共済組合のホームページからダウンロードのうえ提出してください。</p> <p>（「年金待機者異動報告書」に年金待機者番号の記入欄がありますが、空欄で構いません。）</p> <p>また、本部へのお問い合わせの際には「基礎年金番号」をお知らせください。</p> <p>「年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード」 https://www.kouritu.or.jp/nenkin/download/index.html</p>